

大阪消化管がん化学療法研究会 会則

第1条(名称)

本会は「大阪消化管がん化学療法研究会（OGSG：Osaka Gastrointestinal Cancer Chemotherapy Study Group）」と称する。

第2条(目的)

本会は、消化管がんの研究、診療に関して会員相互の連携を密にし、消化管がんの治療成績の向上に寄与することを目的とする。

第3条(事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 臨床研究の立案，企画および実施
- 2) 臨床研究の受託
- 3) 研究集会
基礎的および臨床的研究の発表を中心とした研究集会（オープンの会）を，原則，年1回行う。その際，運営委員会において会の運営を検討する。
- 4) 会員相互の研鑽
- 5) 研究成果の論文，学会発表等
- 6) 社会一般に対する広報活動

第4条(会員)

本会は、「特定非営利活動法人 臨床試験推進機構」の会員で、本会の主旨に賛同する者にて構成する。

第5条(役員)

1. 本会には以下の役員を置く。
 - 1) 顧問 3名
 - 2) 代表 1名
 - 3) 副代表 3名
 - 4) 運営委員 10～15名
2. 研究集会の準備・運営を行う当番世話人は、運営委員会により選任される。
3. 役員は「特定非営利活動法人 臨床試験推進機構」の総会で決定される。

第6条(運営)

1. 本会には以下の組織を設置し、各組織の構成員は運営委員会が選任する。
 - 1) 運営委員会
 - 2) プロトコール審査委員会
 - 3) 効果安全性評価委員会
 - 4) モニタリング委員会
 - 5) 監査室
 - 6) データセンター
 - 7) 登録センター
2. 本会の運営は、運営委員会で協議し行う。
3. 代表は、運営委員会に顧問の出席を求めることができる。
4. 運営委員会は3分の2の運営委員の出席で成立する。
5. 各組織の役割は細則に定める。
6. 代表は、原則、2ヵ月に1回の頻度で定例会を開催し、各組織での活動状況を報告するとともに会員からの意見を聴取する。

第7条(事務局)

本会の事務局を下記に置く。

特定非営利活動法人 臨床試験推進機構

〒540-0003 大阪府中央区森ノ宮中央1丁目14番2号

鶴森ノ宮ビル2F南

TEL : 06-4790-7121, FAX : 06-4790-7122

古河 洋

第8条(会則の変更)

本会則は、運営委員会で3分の2以上の同意を得ることにより変更できる。

付則

本会則は、平成11年11月1日より施行する。

(平成28年6月1日一部改定)